

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和2年8月13日(2020.8.13)

【公開番号】特開2020-44325(P2020-44325A)

【公開日】令和2年3月26日(2020.3.26)

【年通号数】公開・登録公報2020-012

【出願番号】特願2019-150964(P2019-150964)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 0

【手続補正書】

【提出日】令和2年6月24日(2020.6.24)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技を制御する制御基板と、

前記制御基板に取り付けられ遊技に使用される情報を格納する記憶手段と、

前記制御基板に取り付けられ前記記憶手段とは異なる複数の電子部品と、

前記記憶手段及び前記複数の電子部品を視認可能で且つ接触困難に収納する透過性を有する収納部と、

前記収納部の異なる位置に貼付された第1シール及び第2シールと、

前記記憶手段の所定位置に貼付された第3シールと、を備え、

前記第1シールに、第1メーカー名情報が表示され、

前記第2シールに、第2メーカー名情報及び開封情報が表示され、

前記第3シールに、第3メーカー名情報が表示され、

前記第1メーカー名情報及び前記第3メーカー名情報は、少なくとも同じ識別表示を含んで表示され、

前記第2メーカー名情報は、前記第1メーカー名情報とも前記第3メーカー名情報とも異なる表示態様にてメーカー名情報を表示することを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0002

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0002】

従来、遊技機の制御基板を収納する基板ケースは、ケース部材を2つ組み合わせて構成されている。制御基板は、これらケース部材の制御基板収納部を組み合わせて形成される収納空間内に収納される（例えば、特許文献1参照）。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0003

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0003】

【特許文献1】特開2010-167124号公報

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0004

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0004】

しかしながら、従来の遊技機では、例えば、制御基板又は基板ケース等に対する不正行為が行われる可能性が残っており、当該不正行為の結果、遊技機本来の遊技性能が担保されないことで遊技者に正常な遊技を提供することが困難な虞があった。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

本発明の目的は、不正を早期に発見可能とし、遊技者に対して正常な遊技を提供することである。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

[適用例1]

上記課題を解決するため、本願の適用例1の遊技機は、遊技を制御する制御基板(501)と、前記制御基板に取り付けられ遊技に使用される情報を格納する記憶手段(502)と、前記制御基板に取り付けられ前記記憶手段とは異なる複数の電子部品(595)と、前記記憶手段及び前記複数の電子部品を視認可能で且つ接触困難に収納する透過性を有する収納部(1803)と、前記収納部の異なる位置に貼付された第1シール(1561, 1595)及び第2シール(1560, 1572, 1573)と、前記記憶手段の所定位置に貼付された第3シール(1562, 1596)と、を備え、前記第1シールに、第1メーカー名情報が表示され、前記第2シールに、第2メーカー名情報及び開封情報が表示され、前記第3シールに、第3メーカー名情報が表示され、前記第1メーカー名情報及び前記第3メーカー名情報は、少なくとも同じ識別表示を含んで表示され、前記第2メーカー名情報は、前記第1メーカー名情報とも前記第3メーカー名情報とも異なる表示様式にてメーカー名情報を表示することを要旨とする。